

令和 5 年 8 月 23 日

学生の皆さんへ

理事(教育担当) 鶴原 清志

大麻等の薬物乱用防止について（注意喚起）

近年、若者を中心に大麻による検挙者が急増していることが社会問題となっています。

インターネットなどでは、「大麻は身体への悪影響がない」、「大麻は依存性がない、いつでもやめられる」などの情報が氾濫していますが、そうした情報は誤りです。

大麻をはじめとした違法薬物の使用は、脳に多大なダメージを与え、心身に極めて有害であるばかりか、使用をやめようと思っても自分一人では止められなくなります。この依存性が最も恐ろしいのです。

依存症になると、薬物の使用を一番に考えるようになり、人間関係や社会生活にも悪影響を及ぼします。また大麻などの違法薬物は、暴力団や反社会的組織の資金源ともなっているため、これらの薬物を購入すること自体が、反社会的組織に加担することにも繋がります。

日本では大麻取締法によって、大麻の所持・譲渡・譲受・栽培などが原則禁止されており、これらの行為は処罰されます。本学学生がこれらの行為で処罰された場合、大学として厳正に対処することとなります。

大麻使用は、周囲からの誘いや、興味本位など、些細なきっかけからとされています。

大麻などの違法薬物の危険は、学生の皆さんにとっても極めて身近に迫っていると言わざるを得ません。

皆さんが大切な仲間と有意義な学生生活を送るためにも、大麻をはじめとした違法薬物の危険性には十分注意し、責任ある行動をとられることを強く求めます。

大麻や違法薬物で悩んだり困ったりしたときは、決して一人で抱え込んではいけません。学内の相談窓口（例：なんでも相談室、保健管理センター、学務部学生支援チーム、各学部相談窓口など）や、下記資料等に掲載されている学外の専門窓口にも必ず相談してください。

【学内相談窓口（在学生用ページ「困ったことがあったら相談を」）】

<https://www.mie-u.ac.jp/students/index.html>

また、学内関係者による大麻や違法薬物の使用等に関して情報をお持ちの場合は、本学のコンプライアンス受付窓口に通報をお願いします。通報を行ったことで不利益な取り扱いを受けることのないよう保護されております。

【三重大学におけるコンプライアンス窓口（公益通報窓口）】

<https://www.mie-u.ac.jp/regional/compliance/index.html>

【啓発用パンフレット（文部科学省）】

「薬物のない学生生活のために ～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」

https://www.mext.go.jp/content/20210319-mxt_kenshoku-100000612_1.pdf

【政府広報オンライン】 ※ 学外の各種相談窓口が掲載されています。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201806/3.html#thirdSection>

以上